

歴史学の立場から見る公害資料館の 意義と課題

小田 康德

はじめに

- 1 公害問題と歴史認識
- 2 公害資料館と公害関連資料の収集
- 3 公害関連資料をめぐる根本問題

おわりに

はじめに

歴史学にとって公害資料館とは何であるか。あるいは何であるべきなのか。実はほとんど考察されたことはないのである。

たとえば、現に存在する公害資料館の名前、その所在地についてすぐに答えられる歴史家が何人いるのであろうか。そもそもそのような館があるのですかといった疑問をもって返されることも多い。歴史家ならば、その専門に従って歴史資料を保存する資料館や博物館等についてすぐに何館か頭に浮かべることができると思うし、大学のゼミなどで史料を探すためにそこに行くべきだと教わった人も多いであろう。しかしそのような資料館の中に公害に関わる資料館の名前が入ってくる事例はどれほどあるのだろうか⁽¹⁾。さらに、公害資料館があることは知っていても、そこにどのような資料が集積され、どのような調査研究が行われているのかを知るため、館の研究紀要に目を通じたことのある人、あるいはそれら資料館を自らの歴史研究の課題に従って見学し、資料調査を行ったという経験を有する歴史家はいったいどれほどいるのであろうかということである。

こうしたことは、主として近現代の在り様に関わる深刻な問題でもあった公害問題が、歴史なかならず近現代史の中でまだ十分な位置と評価が与えられていないという現状とも関係しているだろう。もちろん、これは問題を受け止めるべき歴史学の側の問題である。

一方、公害資料館自体、その内容・運営に関して歴史的視点の重要性をどこまで意識し、どこまでそのような研究の深化を望んでいるのかという、資料館側の問題も関わっているようにも思われ

(1) もっとも、館の名称は知らなくても、たとえば都道府県立等の地域歴史博物館やその地域に所在する産業博物館などの存在については、それがあると推測できる人は多いと思う。自らの研究テーマに応じてその知識は必須のものとなっているはずである。公害資料館は、まだそのレベルに入っていない可能性も高いのではなかろうか。

る。そこで、ここではそのポイントの一つとして、公害資料館がつくられた経緯や狙いをはじめに少し検討しておくこととしたい。

最初に、公的な公害資料館として1993年（平成5）の開館以来24年の歴史を数え、現在では年5万人の入館者数を数える水俣市立水俣病資料館を見てみよう。この館の創立は、ホームページによればその趣旨として公害学習・環境学習の場として、水俣病の経験を伝えることに主眼を置いてきたことが述べられている⁽²⁾。すなわち、基本的には公害についての啓発施設としてつくられたのであって、今もそのような観点から館の活動は評価されている。しかし、水俣病という公害問題の認識を通じて日本の歴史認識全般に貢献し、その中での水俣病問題の位置を確認するといった視点はたしかに希薄なものであることも示されているのである。

四大公害問題に関わっては、その後それぞれちなみの地に公的な館が創設されてきたが、水俣病資料館が抱えるこうした性格は、2001年（平成9）創設の新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）にしても、2012年（平成24）創設の富山県立イタイイタイ病資料館、そして2015年（平成27）創設の四日市市立四日市公害と環境未来館にしても同様に維持されていたと言っている⁽³⁾。

四大公害問題の資料館創設時においては、公害を日本の歴史とりわけ近現代史の中に位置づけ、その認識との関わりの中で館の役割を果たし、機能を発揮させていこうという視点は、基本的に弱かったのである。これは、公害は過去の深刻な問題だったと言いつつ、もう一方では原因をつくりだした企業や国等の存在を配慮し、それに対する批判的意見も限度を超えない範囲に収めておこうという現代行政の有する意識の在り様とも深く結びついていたのではなかろうか。

しかし、これで本当に公害を考察する真剣な素材を提供していると言えるのであろうか。関係企業や国の振る舞い、また被害者の行動が歴史の中で有した意義や限界の考察を回避し、歴史の中におけるその重要性を全体の歴史との関わりにおいて語らないままで資料館の存在を未来にまで引き継いでいけるのであろうか。このままでは、公害資料館は公害への社会的関心が薄れるとともに早晩存在意義も否定され、行き詰まらざるを得ないと思う。

(2) 水俣病資料館のホームページで記載された「事業の目的」には、「水俣病資料館は、水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な資料を後世に保管します。世界のどの地域でもこのような悲惨な公害が発生してほしくないからです。あってはならない水俣病、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験を展示しています。語り部は起きたことを語ります。平成5年1月にオープン以来、国内のみならず、今では全世界から年間5万人の方々が訪れ、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されています。」とある。

(3) 新潟県立環境と人間のふれあい館のホームページには、「当館の趣旨」として、「当館では、水俣病のような悲惨な公害を繰り返してはならないという決意のもと、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えるとともに、水の視点から環境を大切にす意識を育み、公害の根絶と環境保全の重要性をご来館の皆様にご認識していただきたいと考えています。」とある。

富山県立イタイイタイ病資料館のホームページでは「この資料館は、子どもたちをはじめ国内外の幅広い年代の人々が『イタイイタイ病の恐ろしさ』を知り、『克服の歴史』を学ぶとともに、県民一人ひとりが『環境と健康を大切にすライフスタイルの確立や地域づくり』に取り組むことをめざす未来指向型の資料館です。」とされている。

また、四日市公害と環境未来館では、「かつて四日市市は、深刻な公害を経験しました。その後の市民・企業・行政が一体となった取り組みにより、環境は大きく改善されましたが、四日市公害の歴史を私たちは決して忘れてはなりません。環境改善の歩みから得た教訓を生かし、より良い環境を次代に引き継いでいくため、ここに『四日市公害と環境未来館』を開設し、未来に向けて、都市と環境が調和するまちづくりを進めることを誓います。」とする四日市市長の「誓いのことば」を掲載している。

実際、公害資料館は公害経験の継承という任務を自らに課しているのであるが、その観点からすると、大きくて、深刻な課題に直面しつつあることに気付かなければならない。すなわち、創立の趣旨に基づき公害の経験を後世に伝えようとするとき、現在では、多くの資料館は常設展や特別展などの展示を通し、また体験者の話やまとめを通し一定限の筋道やイメージを伝えようとしているのが普通である。もちろん、展示はよく練られ、分かりやすく理解できるよう工夫がされており、また体験者の体験談は、体験者ならではの迫力があり大きな効果を発揮している。しかし、そこに依拠するだけでいつまで館の活動を続けることができるのであろうかということである。

まず、出来事のストーリーには、社会情勢の変化によって書き換えの要求が出てくることを常に念頭に置いておかなければならない。その中には、企業の問題点を追及するばかりではいけない、企業の努力や苦しみをもっと表現せよとか、被害者の声を聞きすぎているとか、そうした批判的圧力の可能性も決して小さいとは思えない。また、公害の話をついで続けるのだ、もういいのではないかという声も大きくなるであろう。一方、「語り部」による体験談は肉体的に見てもいつまで可能なのか。これも深刻な問題である。

このような中、そう遠くない後の時期に、公害を直接体験していない人間ばかりによって公害資料館を支えなければならなくなってくる。館みずからが公害の状況を復元し、それが存在した意味を明確にしなければならない課題に直面するときに必ず来るのである。そのとき館はどうすればいいのか。その設立の趣旨を生かすために、そのときこそ、資料とそれを基盤にした歴史的意義解明の努力がものを言うてくるのではなかろうか。

資料とは、問題の展開していたとき当事者たちが真剣に対処する中から作成した様々な記録や文書であり、モノである。われわれはこの資料に基づいて事実を確定し、新たな視点を確立していかなければならないのである。それはどうすれば可能にすることができるのか、今から十分に対応できるよう準備しておかなければならない。まだ体験者がおられるときに、その声も聞き、生かしながら、資料に依拠した問題の正しい認識に近づく方法を磨き、訓練を積んでおかねばならないのではないだろうか。

たしかに、これは今見たような四大公害問題に関わる資料館が設立されたときの思想的条件が覆っているままでは難しい課題である。しかし、公害問題が日本の歴史なかでも近現代史において有した大きな意義に思いを寄せるならば、なんとしても解いていかねばならない課題でもあることを自覚しておかねばなるまい。

では、そこではいったいどのようなことが問題になるのか。本稿は、近現代日本の公害問題の歴史を多少なりとも調べた経験に基づき、そのような観点から問題に迫ることを課題としたい。それはまた、歴史学にとって公害問題を取り上げることの意義を明らかにすることにもつながるものであると考えている。

1 公害問題と歴史認識

公害問題は、全体的な歴史認識の発展にとって、具体的にはどのような存在であったのだろうか。公害資料館あるいはその関連施設の活動に歴史的視点を取り込み生かしていくため、議論の前

提として、ここでは、まずこの問題についての概略的・基礎的な認識についてまとめておきたい。

公害問題を歴史の中で考察しようという考えは、1970年前後の頃から本格的に成立してきた。ちょうど公害問題が全国的に大問題となり、公害対策基本法とともに種々の公害対策法規の制定、環境庁（現在環境省）の設置、四大公害裁判の判決と続き、公害あるいは環境破壊への批判が国民的な意識となり、なかには、公害問題は自然を支配しようとした人類が自然にっべ返しをされたようなもので、人類は発展への道を望む限り滅亡への道以外にないといった、歴史に対する悲観的な見方もされていた時代であった。

公害問題の歴史研究は、当初、公害に反対する運動を担った人々の間からもっぱら問題提起されたように記憶している。そこでの主要な問題意識は、文明と人類の未来の可能性であり、かくまでに悪化した自然環境をもたらしたものは文明化を求めた人類の志向そのものであるというのか、それとも独占的企業の営利主義であるというのか、またそれと合わせて公害企業を擁護する国の姿勢への批判からするとその歴史的形成過程の解明であったと思う。多くの国民の心を奪っていたのは、眼前に展開する、たとえば高速道路・新幹線・空港・港湾施設あるいは都市の巨大なビル群の増殖であり、そして夜を徹して操業を続けるコンビナートや都市活動の在り様、その中における大気汚染の深刻化、水質の汚濁、騒音、振動などの公害であり、それによる人々の健康被害の進行、都市は言うまでもなく農村までも巻き込んだ自然の荒廃・喪失であった。

このような中、公害の歴史的解明は、確実な資料の検討を通じた史実（その中には重大でありながら消え去ろうとしている出来事もたくさん存在した）の解明を通して着実に前進させるべきことが求められていた。それはまさしく歴史家に期待されたところの課題でもあった。筆者が日本の有力な歴史学会の一つである日本史研究会の編集発行する『日本史研究』の編集部から依頼を受け、公害問題史研究の当時における研究状況と研究課題を論じたのもその頃のことであった⁽⁴⁾。歴史学界もまた、この問題に興味を示し、研究を促進させようと考えていたことは間違いない。しかし、1970年代になって進行したSO₂汚染濃度の低減化など一定の公害対策の進展があり、それが1980年代になって顕著となる公害行政の後退局面と合わさって、「公害問題は解決済み」との世論誘導の中で十分な展開を見せるまでには至らなかった。ただし、この間、個別の公害問題については、それに関係した学者・弁護士を中心にその記録を整理し、全貌を語る素材が蓄積されていったことは重要なことであった⁽⁵⁾。

公害問題の歴史的な研究については、様々な点で論者による見解の違いがあるが、そうした違いを

(4) 小田康徳「公害問題史研究の現状と課題」『日本史研究』149号、1975年5月。

(5) 古くは足尾鉍毒事件に関連して、田中正造の関係記録が改めて注目され、『田中正造全集』全20巻、岩波書店、1977年～1980年がまとめられた。戦後の四大公害事件その他大きな事件については以下の資料等が刊行されている。イタイイタイ病訴訟弁護団編『イタイイタイ病裁判』第1巻～第6巻、総合図書、1971年～74年。四日市市編『四日市市史』第15巻（史料編 現代2）1998年。水俣病被害者・弁護団全国連絡会議編『水俣病裁判全史』1～5巻、日本評論社、1998年～2001年。飯島伸子・船橋晴俊編著『新潟水俣病問題』東信堂、1999年。平野孝・加川充浩編『尼崎大気汚染公害事件史』尼崎公害患者・家族の会、尼崎大気汚染公害訴訟弁護団、2005年など。その他、研究は多くの人々の手によって相当蓄積されたと言っている。それらについては不十分なものであるが、小田康徳編著『公害・環境問題史を学ぶ人のために』世界思想社、2008年に参考文献一覧を掲載しておいた。なお、宮本憲一『戦後日本公害史論』岩波書店、2014年は、戦後の各地公害問題を網羅し、みずからの体験を踏まえその展開過程を総括する意味で画期的な研究となっている。

乗り越えて得られた日本全体の歴史認識に関する基本的な視点もまた確立してきているのではなからうか。以下、いささか大胆であるが、それらを概略明らかにしてみたいと思う。

第一に、近代になって顕著となることであるが、資本の強大化過程とその振る舞いに関する新しい知識を付け加えたという点である。日本資本主義は、19世紀以後欧米に遅れて資本主義への道に入り、その劣勢を国家の保護と労働者・小作農民あるいはアジアに確保した植民地支配等によってカバーしていったことはつとに知られている。20世紀に入る頃から、国家的保護を受けた資本はその力を強大化するに従って、生産現場における労働者の低賃金・長時間労働といった搾取のみならず、広く国民そして植民地民衆や戦争による占領地を収奪する傾向を強めていったのであって、農林水産業への加害をはじめ種々の環境汚染を顧みず、被害者の苦しみを放置したのは、まさにそうした国民の貧困化=収奪の一形態に他ならなかったのである。日本資本主義の独占化の進行がどのようにして展開できたのか、それは日本の近現代にどのような状況をもたらしたのかは日本近現代史の根本問題であるが、公害問題の広がりや深刻化は、貧困な社会政策、都市行政、農村の過疎化などと並んで姿を現す社会的収奪の一表現であり、考察の要点を提示するものでもあったと言ってよい。

第二に、公害問題は人権問題に転じていったという視点であろう。1970年前後に至るまで特に顕著であったのだが、大気や水質を汚染し、騒音や振動あるいは地盤沈下などで多くの人々の暮らしの環境を悪化させ、さらに、深刻な疾病あるいは死までもたらし、予期されていてもその状況の出現を回避せず、また補償もなおざりにし、苦痛を弱者に押し付けて事足りりとした企業やそれを見過ごした国の対応はまさに憲法に違反する人権無視の行為であった。と同時に、この状況に対し声を上げるということは、まさしく日本国憲法に期待された数々の人権条項を生かすための国民の努力を示すものでもあった。それは大変困難で苦しい課題でもあったが、同時に、そうした困難を通して初めて日本国民は憲法に保障された人権を確保できるという貴重な経験を積むことでもあったのである。各地で様々に展開された公害反対の行動、まっとうな補償を求める運動、その経験を交流する活動、それらはいずれも日本国民が経験せざるを得ない人権擁護の活動の一部に他ならなかった。公害を批判し、抜本的な解決を求めた人々の行動は、まさに人間回復のドラマの一部を構成するものであって、この過程を通して人々は多くの失敗も重ね、ときに運動に対する挫折感を感じ、自負心を失うことはあっても、長い目で見たときそれは大きな国民的経験の一部となって後世に伝えられるものと思う。

これらの運動過程においてとりわけ「公益性」「公共性」についての真剣な論争が展開されたことは重要であると思う。生産力を伸ばすことあるいは外見的な国力の増大のみの中に「公益性」「公共性」を見ようとし、それが引き起こす種々の障害を無視し、押し付ける思想に対し、被害を受ける人々に注目し、その生活・健康を守ることも重要な「公益」であり「公共」であることを人々は主張し始めたのである。生産力の発展、国力の増大もまたこうした「公益性」「公共性」と共存しなければならないという主張である。公害のことを考慮していたのでは、生産が成り立たない、利益が確保できない、あるいは種々の競争に敗北するといった脅迫的主張を撥ね飛ばしていったことはまさしく人権思想の新しい展開ではなかったかと思う。

第三に、公害問題の経験と公害との闘いの中、自然環境の価値というものへの目覚めが生じたこ

とであろう。日本においては1970年前後の頃、それは爆発的に生じた。自然を守ることは公共的財産の擁護であり、それは努力しなければ実現できないという思想である。これはおりしもその頃から国際的に問題となる地球環境問題への意識確立をもたらした。また、企業の生産活動をはじめ、すべての人間の活動部面において環境を意識することの世界的同意を生み出そうとしている。環境を守ることは企業にとっての損失ではなく、環境を守りつつ利益を上げることが求められ、逆にそれを無視することは反社会的行為として批判されることとなりつつあるのである。ただし、このことはいわゆる建前にとどまる傾向が強いことは問題である。すなわち、本音の部分では、国家的あるいは法規的にも、たとえば水俣病の認定条件の緩和もなされていないし、あるいは大気汚染公害地域指定の取り消しとかNO₂濃度の環境基準緩和などで大きな批判を受けたところでもある。また、その頃から活発化する企業の海外移転では公害輸出といわれるような資本輸出地における大きな環境破壊が批判されることもあった。また、地球温暖化対策をめぐる日本の姿勢も何かと批判されることもあることも確認しておきたい。さらに、今は原子力発電所の操業あるいは石炭火力の操業をめぐるまさに国民的規模での大きな論争を生じているところでもある。

第四に、公害問題の経験は、あるべき地域像を考察する契機になったということであろう。公害は人間の健康や自然環境のみならず地域をめぐる社会的人間的構造も破壊したのであって、人間の住む「地域」という存在の価値を改めて問い直すことになった。公害が地域をどう変えたか解明されるとともに、地域再生が課題となり、企業と住民、行政と住民、また住民同士の新たな結びつきの在り様が、過去にさかのぼって検討され、また現代に即した理念が求められることとなっている。「地域おこし」とか「町おこし」とかいったスローガンが、東京一極集中といわれる現代社会の中で活力の衰えつつある地域の再生を願って称えられるようになってきているが、地域の衰退をもたらした一つの要因としての公害を検証することも、それを意味あるものにしていくための重要な要素であることが改めて確認されなければならないのではなかろうか。

第五に、公害を防止する技術的な道を必ず開かなければならないという合意の出現であろう。これは、もちろん技術の問題だけではなく、技術が求められ生かされる制度的な枠組みの問題であり、環境政策への住民参加の問題でもあるという意識の形成である。技術の開発は国民にとって正負両面を常に有していることへの注意を広く生み出したことはとりわけ重要なことであったと言えよう。国はここにおいてどのような役割を果たすべきなのか、これもまた問題とされるに至ったということである。

以上、ごく大雑把に公害問題が人間の歴史とりわけ近現代の歴史認識に及ぼした影響についてまとめてみた。個々の公害資料館あるいは関連施設の運営においては、これら筆者の提起する認識の妥当性も含め、歴史の中における公害問題という視点を常に押さえつつ、その認識を具体的にどう展示や研究に反映していけるのか、日々検討を加えていかねばならないと思う。

2 公害資料館と公害関連資料の収集

現在、日本には公害関連資料を扱っている資料館として、どのようなところにどのような施設があるのだろうか。存在するのは、「はじめに」で見た四大公害問題に関わる資料館だけではないこ

と、また設置主体が行政機関のみではないことに留意しておかねばならない。その点、幸いなことに公害資料館ネットワークという組織が成立している。このネットワークに参加している組織を知ることがその目安となるだろう。公害資料館ネットワークとは、公害教育を実施している組織の交流を図ることを目的として、2013年度から環境省「地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業」（2014年度からは「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」）を活用して結成された組織で、2013年度以来毎年「公害資料館連携フォーラム」を開催している。この連携フォーラムは2013年度に新潟、2014年度に富山、2015年度に四日市、2016年度には水俣市で開催され、今年2017年度には大阪で開催されることとなっている。

環境省地域活性化に向けた協働取組の加速化事業『未来を共に創ろう！公害資料館のわ・公害資料館ネットワーク』の案内パンフレットによれば、同ネットワークへの参加団体は16組織。すなわち、国公立機関として尼崎市立地域研究史料館、北九州市環境ミュージアム、国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター、富山県立イタイイタイ病資料館、新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）、水俣市立水俣病資料館、四日市市立四日市公害と環境未来館の7館、大学に属するものが法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ、立教大学共生社会研究センターの2館、大学を除く私立（財団法人など）が尼崎南部再生研究室（あまけん）、一般財団法人水俣病センター相思社水俣病歴史考証館、一般財団法人神通川流域カドミウム被害団体連絡協議会（清流会館）、一般社団法人あがのがわ環境学舎、公益財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）、公益財団法人水島地域環境再生財団（みずしま財団）、全国公害被害者総行動実行委員会の7組織である。

これらの施設・組織のうちには「公害教育」というキーワードで括られているところからも分かるように、全体としては資料館であることは間違いないにしても、他の資料とも合わせ公害関連資料も扱っているというものまで含まれ、厳密な意味では公害資料館と呼ぶことにためらいを感じる施設もある。また、とりわけ第三の分類のうちには資料の展示や保存を行う施設としての館を有していない組織もいくつか含まれていることも確認しておかなければならない。さらに、ここに加入はしていないが、公害関連資料を取り扱っていることが知られている資料館とかその類似施設の存在があることにも注意しておきたい。

さて、2017年2月～3月に上記16施設を対象にアンケート調査が実施されている⁽⁶⁾。質問事項は次のとおりである。

- (1) 設置・運営主体
- (2) 全所蔵資料のうち、公害関連資料の所蔵状況
- (3) 事業として公害関連資料の収集を行っているか
- (4) 所蔵する公害関連資料の種別分量について
- (5) 収蔵する公害関連資料の数

(6) 「公害資料等の整備と一般利用に関するアンケート集計結果」。このアンケートは、2017年2月～3月にかけて、公害資料館ネットワーク資料保存分科会および法政大学大原社会問題研究所環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会が共同で実施したもの。2017年6月に整理され関係者に公開された。

- (6) 収蔵する一次資料の一般利用・公開を行っているか
- (7) 資料の整理や公開などを担当する学芸員・アーキビスト等の専門職員の有無
- (8) 行っている資料の一般利用・公開はどのようなものか
- (9) 公害関連資料の一般利用における年間の利用件数
- (10) 資料の一般利用に関する規定
- (11) 一般利用者が検索できる収蔵資料目録がある
(以上(8)～(11)は公害関連一次資料の一般利用・公開を行っている館への質問)
- (12) 資料の一般利用・公開を行わない理由
- (13) 今後公害関連資料の一般利用・公開を検討したいか
(以上(12)(13)は資料の一般利用を行っていない館への質問)
- (14) 資料の一般利用において特に問題となること

以上のうち、本節に関わって興味が惹かれるのは、とりあえず(2)～(5)および(7)の各項目である。まず(2)、すなわち公害関連資料の所蔵状況については、選択肢として「おもに公害関連資料を所蔵する」という基準として「おおむね1/3以上」のときそう答えるように示唆しており、その回答分布は、「おもに公害関連資料を所蔵している」が16組織中11、所蔵資料のうち一部が公害関連資料であると答えたのは4、ほとんど所蔵していないと答えたのが1にとどまるという結果を得ている。公害資料館と呼ぶべき組織が結構広がっていることが改めて確認できる。それぞれについて具体的な施設名を知りたいところであるが、それは明かされていない。(もっとも、見当はつくが。)

(5)はその量を答えてもらうものである。100件未満が2組織、100件以上1,000件未満が1組織、1,000件以上10,000件未満が6組織、10,000件以上100,000件未満が4組織、100,000件以上が2組織、わからないが1組織となっている。

資料件数の数え方は様々な基準があって、確たることは判断し難いところがあるにしても、10,000件以上が合計6組織というのは相当の数の資料と言っていいただろう。1,000件以上10,000件未満が6組織というのも、それなりの量を持っていることをうかがわせるのである。ところが、(3)の「事業として公害関連資料の収集を行っているか」に対する答えになると少し考えさせられる。すなわち、「行っていない」と答えたのが2組織あるほか、「過去に収集した公害関連資料を持っている」が13組織に上っているが、「現在も収集を実施している」と答えたのが6組織にとどまり、「持ち込み資料などがあつたときに随時受け入れている」というのが11組織という数字を示している。収集については、どちらかと言えば受け身で消極的な姿勢が目立つのではなからうか。

(4)の資料の中身についてのアンケート結果はさらに興味深い。まず「書籍など一般刊行物(官報・白書も含む)」をまったく持っていないとする施設はさすがに0であるが、「多い」(アンケートでは「①非常に多い」「②どちらかといえば多い」を合わせたもの)と答えたのが5施設、「少ない」(「③どちらかといえば少ない」「④非常に少ない」を合わせたもの)と答えたのが11施設に上っている。「少ない」というのは、それが問題であるという現状認識の反映と見ることもできるが、それにしても、刊行物等の所持について「少ない」の方が多という、この結果はいかがなこ

とであろうかと思う。

「一次資料」については、全体として「多い」と答えた施設のうちで、「所蔵している」と答えたところが多かった資料としては、「裁判関連資料（判決文・準備書面・証拠書類など）」「新聞・雑誌および記事の切り抜き」「調査報告書などの任意出版物（自費出版物を含む）」「写真・映像」「事業者・団体及びその職員などが業務等で作成した文書・会議録」「特定の研究者や個人が収集した資料のコレクション」などで、全体 16 施設のうち 7～11 施設がそれらを所蔵していると答えている。これに対し、同じく所蔵史料が多いと答えた施設のうち、所蔵する施設が少なかったのは、「学術論文以外の学術研究資料」「行政文書及びその関連資料」「個人のメモ・日記類」「各種道具や生活用品・機器などの実用物品類」「生物医学標本・環境試料」「絵画・工芸品その他の作品」などで、0～4 施設にとどまっている。

一方、所蔵している一次資料が全体として「少ない」という施設について見ると、その中で「学術論文」「学術研究資料」「行政文書及びその関連資料」「生物医学標本・環境試料」「各種道具や生活用品・機器などの実用物品類」「特定の研究者や個人が収集した資料のコレクション」「個人のメモ・日記類」「写真・映像」「調査報告書などの任意出版物」などが全体 16 施設のうち 7～11 施設で所蔵していると答えている。これに対し、そうした施設では「裁判関連資料（判決文、準備書面、証拠書類など）」を所蔵するのは 2 施設、「絵画・工芸品その他の作品」を所蔵するのは 5 施設、そして「新聞・雑誌及び記事の切り抜き」を所蔵するのは 6 施設といった状況となっていることも示されている。

以上の状況を全体的に考えてみると、所蔵資料の多少は、多分に運動団体との関係の在り様に関わっているのではないかと思われる。多くの被害者団体や住民運動団体が資料館の設立を働きかけ、その活動に期待を寄せたことは事実であって、その中で自己の所蔵する資料の多くを寄贈し、あるいは寄託したことを考慮に入れておかねばならない⁽⁷⁾。全体として多くの資料を持っていると答えた資料館に現蔵する公害関連資料は、そうした運動団体等が運動の必要に迫られて作成したり、購入したりあるいはその他の経路で入手した資料がその基本を形成しているのではないかということである。先ほどの(3)で、「現在も収集を実施している」と答えたのが 6 組織にとどまっているなど、収集については、どちらかと言えば受け身で消極的な姿勢が目立つと指摘しておいたが、そうした消極性ともあいまって、現在の公害資料館の資料所蔵状況は形成されていると言ふべきであろう。もちろん、実際はそう単純なものでないことは、私の実見に基づく事実でもあるが、基本的な傾向として押さえておくことも、今後の資料館の資料活動を検討するうえで大事なところとなってくるように思う。

(7) 富山県立イタイイタイ病資料館の創設に当たっては、イタイイタイ病対策協議会が 3,000 種、1 万点の資料を寄贈した。四日市公害と環境未来館の創設に当たっては公害を記録する会の活動を長年にわたって続けてきた澤井余志郎氏の所蔵する資料が大きな役割を果たした。新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）には坂東克彦弁護士の裁判記録が預けられている。また、私立に属するが、水俣病センター相思社水俣病歴史考証館は、独自の努力で約 10 万点の資料を集め、関連新聞記事を約 10 万点集積し、その 7 割はホームページから検索できる。あおぞら財団付属西淀川・公害と環境資料館（愛称エコミューズ）は、西淀川公害裁判に関わった患者会をはじめ多くの団体・個人から関係資料の寄贈を受けている（いずれも公害資料館ネットワークのホームページと筆者の見聞による）。

なお、この傾向は、資料の作成主体別に見た資料の所蔵状況にもよく反映されていると思うので、この点についても検討しておきたい。ここでは、全体として所蔵史料が多いと判断している施設を中心に見ていくこととする。さて、そうした施設について、所蔵する資料として多いのが「公害反対住民運動・被害者支援団体」が作成した資料（16施設のうち12）、「裁判所・弁護士」が作成した資料（10施設）、「専門家・研究者」が作成した資料（8施設）であり、「行政機関」が作成した資料が7施設で、それらに続いている。反対に、所蔵が少ないと意識されている資料を作成主体別に見てみると、「企業」の作成した資料を所蔵する施設は0、「公害反対運動・被害者支援団体以外の団体」が作成した資料および「報道関係」の作成した資料を所蔵する施設が3、「上記（行政機関・企業・公害反対住民運動、被害者支援団体・裁判所・弁護士など）以外の個人」の作成した資料を所蔵する施設が1であるとなっている。

以上、(2)～(5)の結果から見るだけであるが、そこからだけでもいくつかの点を確認することができる。各地の公害資料館は公害関連資料について一定の基盤を築きつつあることは事実であるが、それは、まだまだ多くの課題を抱えているということである。特に、今後どのような資料を、どのような方面から集めていくべきか、その館や施設ごとに必要な資料とは何か、さらには、それを見極め、資料を収集し、実際に活用する方法や体制を確立するためにはどのようなことを克服していかなければならないのか、また努力を重ねなければならないのか。課題は山積していると言わねばならない。

ところで、この点に関し、(7)の答えの分布は興味深い。すなわち(7)は資料の整理や公開などを担当する学芸員・アーキビスト等の専門職員の配置について問うものであったが、回答のあった15施設のうち、「いる」が8施設、「いない」が7施設となっている。また「いる」のうち学芸員は1、アーキビスト1（いずれも資格を有した者という意味か）で、その他では「研究員」「嘱託職員」「常勤」「非常勤」「その他」とされている。要するに、資料の課題に取り組む専門的なスタッフが基本的に不足していることが示されていることである。このような回答を前にしたとき、「いる」と答えた施設においても、現状でいったいどこまで資料についての継続的な研究や調査ができるのだろうか。その体制が整っていると言えるのだろうか。多年の経験によって分かるのであるが、当該の館や施設に関わる専門的スタッフが問題に対するしっかりした見識を育て、研究と調査の自由をもって、長期にわたる継続的で粘り強い資料調査と研究ができてこそ、資料を基盤とした館の運営を実現していくこともできるものである。この点、現状は基本的にお寒いものであることをいずれの館や施設においてもしっかりと確認し、その克服の道を探っていくことは現在における最も優先すべき基本的な課題であることを改めて強調しておきたい。

3 公害関連資料をめぐる根本問題

公害資料館あるいはその類似施設は、いかなる資料を収集するのか。もちろん、考えられる限り広く関連資料を集めることは一般的に言って有益であろう。しかし、集めればよいというわけのものでもない。その館の意義を高めていくためには、どんな資料を集めることが大事なのか、館によって違っていることに留意することも大事である。と同時に公害資料館として共通の認識をもつ

ことも求められていると思う。ここでは、公害資料館として収集すべき資料について、理想を追いつつ概略を述べておくこととする。

そもそも公害資料館やその関連施設が公害関連資料を収集・保存し整理していこうとする本源的な志向性あるいは必要性というものは、みずからの館や施設が取り組もうとする公害問題あるいは事件が日本の歴史において、あるいは世界の歴史においてどのような位置を占めるものであるのか、それを来館者とともに考え、その中で当該公害問題あるいは事件の重要性を確信し、それを理解していこうとするところに発するものである。公害資料館とは、その館の取り組む公害問題あるいは事件がいかに重要な意味をもつものか、また、所蔵する資料がその解明にとっていかに大事で決定的なものであるか、といったところにおいて自他ともに確信をもち、前に向かって進んでいくものでなければならない。

公害関連資料とは、まず地域的あるいは全国的な環境汚染・環境破壊の進行状況さらに被害者の暮らしとその推移が分かるものでなければならない。そしてそれが企業等の産業活動といかに結びついているかを示すものでなければならない。当該地域独自の推移が分かり、かつ全国的な展開の中での位置も分かることが求められている。それは外観上の変化として見える場合もあるし、目には見えにくい変化である場合もある。これらの資料は、環境破壊の記録でもあるが、同時に強大な企業と企業群そしてその背後でその活動を支えてきた国家の諸機関がいかに地域やそこに住む人々の生きる権利を侵害してきたかを示すものともなると思う。新聞や雑誌に見る状況記事、被害者の発した告発の文、行政や研究・調査機関等がまとめた調査報告、年報、公害発生以前から汚染進行中の景観変化を示す写真や絵画あるいは描写文、患者や住民の家計簿、医療費や医療の記録さらには企業や行政機関等の作成した産業優先的な土地開発や地域開発の計画書など、様々な方面にわたって調査を進めるべきである。公害患者たちの生活記録もまた欠かせないだろう。特に、被害者の声が強い力で圧殺されていた時代におけるそれは、強大な企業が横暴を極めるとき人々がどんな生活状況に押し込まれたかを示すものとして、広く他の国民生活の在り様を考察する素材ともなるものである。

公害を批判する意識の在り様とその推移を示す記録、運動について考察できる記録なども重要である。工業やインフラの整備が社会的にどのような位置を占めているか、あるいは力をもっているかによってこれには大きな変化があることが示されるだろう。工業規模の増大やその社会的な力の増大とともに環境破壊の規模も大きくなり、質も深刻になるものであるが、公害を批判する意識の在り様は、その中でどのように変わるか、公害を批判する社会的な意識の広がりとの関係も見定めていかねばならない。それは、広く日本に住む多くの人々の人権意識・公共意識の形成とその在り様を示すものとしても重要となってくる。被害を受けた人々の日記や感想文あるいは新聞への投書、ビラ・パンフレット、さらには被害者団体の作成した機関紙誌や方針書・総括書、リーダーの個人記録あるいは新聞や雑誌などに掲載された論説、公害裁判における様々な主張や書証類さらには運動に関わる写真や諸物品などいろいろ探し、検討していかなければならない。

公害に対する企業等の意識の検証も大事である。現代社会において強大な力をもっていたはずの企業がなぜ被害者の主張に耳を傾け従わねばならなくなったのか。単なる「社会的正義」の勝利、社会的力関係の変化というだけなのか、どうなのか。企業にとって公害対策の意味はどのように認

識されていったのか。企業やインフラ整備を担当する行政等の部局が、みずからの企業活動あるいはインフラ整備の活動が有する公共的性格をどのように認識し、住民や社会的弱者に押し付ける犠牲がはらむ非公共性をどのように認識し、克服していったのか、あるいは克服しえなかったのか、解明していかなければならない。これは現代史の基本的課題と言ってもいい。この点、社史の記述は大事であるし、担当部局の記録、担当者の覚書、新聞・雑誌あるいは業界団体等の機関誌などを集める必要は大きいだろう。また、被害者に対する見舞金や補償金の契約書、それらの成立過程を示す記録、裁判での主張など探し出すことは多くの困難を有していると思うが、今後の企業活動の在り様を模索していくためにも、努力しなければならない。

公害防止技術の開発、その推移を知る記録を探し出すことも大事である。これは、近現代科学技術の歴史的在り様を示すものともなるであろう。科学と技術は現代社会においてますます深く結合し、一企業の勝ち残りにとっても、国家的な覇権の形成にとっても死活的な意味を有しているが、その影響が大きくなればなるほど人々に与える影響は大きいものとなっている。公害問題は、まさにその負の影響が発現した事例であったが、これを防ぐ技術の開発がどのように行われたか、あるいは忌避されたかを知ることは、今後の科学技術の在り様を探るうえでも大きな意義を発揮するだろう。当該組織の発行する研究書や報告書、新聞や雑誌の記事、研究開発に関わる企業等の記録、技術者の覚書、実際の装置など収集の努力が行われなければならない。もちろん、研究開発に関わる企業等の記録は、特許等の関係もあり簡単なものでないことも明らかであるが、その公共的意味に対する配慮もあってしかるべきかと思う。

国による排出物規制と公害防止対策、その形成過程と実施過程を知ることも重要である。公害対策における国の関与は、国民福利に対する国の態度のバロメーターと言ってもよい。国は「公共性」とか「公益性」とかを常に行動の指針とするものであるが、実際には強力な企業活動や行政の実施するインフラ整備に対して、それを優先する傾向を強く有してきた。しかし、被害者の状況とそれを問題とする社会の声は国の政策を大きく規制するものとなっていく。環境を優先すべきという全体としての大きな変化は、1970年代前後の数年間に爆発的に生じたものであるが、資料館では、そこに至るまでの国の対応を見逃すことはできない。また、その後の対応も問題に応じてきちんと見ておかねばならない。国が企業活動の全面的な応援者であった高度経済成長の時代（特にその前半期）において、被害者の声をどのように押しつぶしたのか、きちんと確認していくことはとりわけ重要であろうと思う。行政文書の調査は特に必要である。これは、あらゆる部局の作成した文書・記録に及ばなければならない。調査すべき対象のもつ分量は並大抵のものではない。しかし、ここをどうやり抜くか。資料館にとっては大きな課題と言ってもいい。なお、国会をはじめ地方議会の記録もまた重要である。根気よく調査を続けなければならない。

公害病に対する医学的な解明・進歩についても、その記録を集めることを忘れてはならない。公害病というものが医学にとっていかに大きなインパクトをもっていたのか、しかし、その一方で、いかにその解明を忌避しようとする傾向があったのかも大きな問題である。医学的な権威というのが病気の因果関係と真の原因解明を様々に妨げたという事実も検証しなければならない。医療の記録や所見、裁判所に提出された書証や尋問調書など、多くは個人のプライバシーという大きな問題をはらんでいるが、調べていくことだけは疎かにしてはならないだろう。

以上、いくつかのテーマに沿って公害関連資料として重視すべきものについて例示的に示してきた。これらは、いわば収集すべき資料の理想を述べてみたものであって、実践的に今すぐ、それらの収集に着手せよというものでは決してないことを改めて断っておかねばならない。むしろ、実践的には、それぞれの資料館や施設においては、今収集している資料についての調査・研究にまずはとりかかることが重要であると述べておきたい。すなわち、それぞれの施設で所蔵する資料について、いかなるもので構成されているかを知るため、一点一点点検しつつ悉皆の目録をつくること、その作業とともに、当該施設には、何を語る、どんな資料が豊富にあるか、逆に足りない資料はどんなものか、検討し位置づけていくことが大切である。むしろ、現時点では、これができるようになることが資料館や関連施設の実力であると言ってもいいのではないかとさえ思う。そして、以上列記した項目は、その時に見当をつけるためのガイドラインになればいいものだと考えている。ただし、このことについては、館によって相当の差があることも知っているが、いずれにしても基本的な作業であることには間違いない。

ところで、公害問題あるいは事件とは、その大きさによって異なるところがあるにしても、一般に実に多様な階層、職業、団体、産業、権力機関、教育機関、研究機関、地域住民組織さらには男性・女性、被差別民衆・他民族の存在などに複雑多面的に関わるものであって、それらの相互連関のうちに展開するものである。ここでは公害関連資料とは、そうした様々な立場の人々や組織によって、それぞれの目的のために作成された資料（文書・記録あるいはモノそのもの）であることに特に留意しておきたい。実際、そのような資料を相互に見比べ、総合的に判断して初めて真実の姿が見えてくるものである。公害関連資料とは、そのような多面的な姿あるいは関係を把握する中において、歴史資料としての価値を発見し、評価していくものであることも改めて確認しておきたいものである。

またもう一点。公害問題や事件は常に特定の地域で起きてきた。そこには地域性というものが必ず伴っているのであるが、実際の資料調査・研究に当たっては地域的資料と全国的な広がりをもつ資料の調査という二本柱を立ててそれを行っていかねばならない。問題の地域的な特性、全国的な意味というのは、こうした複眼的な調査によって保障されるものであることを述べておきたい。

おわりに

公害関連資料の歴史資料としての価値は日々の資料館活動を通じて発見されていかねばならないものである。公害関連資料の歴史的価値は、その公害問題ないし事件が地域にとって、あるいは日本の在り様にとっていかなるインパクトを与えるものであったかの判断によって確定されていくものである。それは生きた歴史認識と言っている。なお、一般に問題はその形成・展開・終結といった経過をたどるものであるが、当該の公害問題がどんな力によって、いつ、どのように形成され、展開され、終息していったか確定することも重要である。公害関連資料の歴史的価値の発見あるいは確定とは、そうした全体的認識の深化とも深く関係しているものであって、出来事のうち何が大事なポイントとなるかといった認識は、決して初めから、すなわちあらかじめ確定されているわけではない。

この点、資料館における学芸員とかアーキビストの充実、資料に取り組む彼らの活動の活発化がまず重要となってくる。また、それと同時に、館活動の周辺に当該公害問題あるいは事件に関する研究をする人々との協力関係を広げ、また多くの人々との間に資料所在情報の充実化も実現させていくことが重要となってくる。資料を中心としたこうした協力関係の形成と活動こそが、資料館あるいはその関連施設の活力となっていこう。学芸員とかアーキビストといった専門的なスタッフのいない施設においては、困難なことであっても、様々な創意工夫を重ねて、少しでも前進するよう努力することが求められていると言えよう。

最後に、もう一点指摘しておくべきことがある。それは、こうした調査は今急がねばならないということである。四大公害問題でもそうであるが、全国的な視野で見ると、資料は各地の問題終息後、急速な勢いで消滅しつつあるのが現実である。日本の公害問題といえば、四大公害問題だけがあったわけではなく、各地で数知れず事件が起き、人々が活動していたことにも留意しておかねばならない。そうした事件もまた近現代日本に生じた重要な公害事件であり、それが合わさって日本全体の歴史にもさらに大きなインパクトを与え続けていたことを見落としてはならない。今、そうした事件や活動に関する資料が、関わった人々の表舞台からの退場とあいまって急速に消え去ろうとしているのである。これをストップさせ、その活動を後世に伝える努力を重ねることも、資料館および歴史家に課せられた大事な仕事であると思う。

（おだ・やすのり 大阪電気通信大学名誉教授）